

令和8年度 保育所・認定こども園（保育所機能部分）・小規模保育事業を利用する場合の基準額表

【令和8年4月1日現在で満0歳から満2歳までの児童】

(単位：円)

階層区分	階層定義		第1子		第2子以降	
	市区町村民税額等		利用者負担額（月額）		利用者負担額（月額）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	0	年齢・保育必要量・階層にかかわらず無料	
2	市区町村民税非課税世帯		0	0		
3	市区町村民税均等割のみ課税世帯		10,000	9,000		
	ひとり親等世帯		0	0		
4	48,600円未満		14,000	13,000		
	ひとり親等世帯		7,000	6,000		
5	48,600円以上 63,000円未満		20,000	19,000		
	ひとり親等世帯		8,000	7,000		
6	63,000円以上 77,101円未満		26,000	25,000		
	ひとり親等世帯		8,000	7,000		
7	77,101円以上 97,000円未満		28,000	27,000		
8	97,000円以上 136,000円未満		36,000	35,000		
9	136,000円以上 169,000円未満		42,000	41,000		
10	169,000円以上 235,000円未満		52,000	51,000		
11	235,000円以上 301,000円未満		54,000	53,000		
12	301,000円以上 397,000円未満		56,000	55,000		
13	397,000円以上		58,000	57,000		

※ 各月初日に在籍していれば、1日も通わなかったり、月の途中で退所したりする場合でも1か月分の利用者負担金を納めていただきます。

※ 延長保育の負担金については、施設に直接お問い合わせください。